

「史料紹介 その二」

本匠村にあった「米水津村関係文書」について

橋本和雄

(会員・佐伯市蟹田)

はじめに

或る日、米水津村教育委員会を訪れたところ、高宮教育課長さんからファイルに綴じた古文書を見せられた。

そのファイルの背には「古文書(本匠村にあったもの)」と書かれていた。この古文書は、本匠村役場の方から、数年前に高宮さんへプレゼントされたものだという。

興味をひかれ、二、三の文書を読むと、江戸時代を生き抜いた人々の姿が浮かび上がってきた。「この史料の紹介をしては」と話したところ、高宮さんは

「現在は、他の仕事で手一杯の状態だから、当分の間は手をつけることもできない」

との答えであった。

そこで、厚かましいと思いがちながらも、

「佐伯史談へ史料の紹介を私がしたいのだが」

と言ったところ、高宮さんより快く「どうぞ」という言葉が返り、その古文書を貸して頂けることになった。

さて、ここまでは順調だったが、解読を始めて手間取る部分もあり、まとめるのに思いのほか時間がかかってしまった。そして、ようやく不十分ではあるが、何とか文章化を果たすことが出来た。これで、高宮さんの好意に対し報いられるので、私としてもホッとした気持である。

本 文

一、史料の種類と紹介する内容

今回、紹介する史料「本匠村にあった米水津村関係文書」は、総枚数四十九枚あり、その内容は、表1のとおりであった(表1参照)。

中味は、「覚」が二十三枚と全体の四割近くを占めていたが、しかも、その文章が途中で切れているものも多く、この点、残念でならなかった。

そこで、これ等の史料の全部を一度に紹介するには量が多過ぎるし、また、途中までの文書を紹介することは、はばかられるものがあるので、二回に分けて紹介することにし、今回は「往来手形」・「口上書」を中心に紹介し、次回に「覚」を中心に紹介することにした。

二、往 来 手 形

往来手形について「新版郷土史辞典」（大塚史学会編 朝倉書店刊）では、次のように書かれている。

江戸時代、旅行者が街道を往来するために必要とした手形で、これを提示して、はじめに諸国の関所や番所の通過を許されたので、関所手形・通行手形ともいう。

また、幕府の政策上、いわゆる「入鉄砲・出女」については、特に記載様式の厳しい女手形・鉄砲手形を携行しなければならなかった。この往来手形は、武家は規定の申請手続きによって所管役所が発行し、百姓・町人は、名主（庄屋）五人組・町年寄などの連署をもって、願主・請入・通行の目的を明記した願書に領主が裏判して、こ

れを通用させた。しかし、中期以降、庶民の通行が頻繁となり、また、伊勢・善光寺・高野山・金比羅など社寺参詣や湯治が流行するようになると、その記載様式も次第に簡略化され、名主（庄屋）・家主または檀那寺の発行する略式のものでも関所の通行を許され、同行者のあるときは、各人の身分・居所・氏名・年齢・性別なども省略し、単に同行何名と記す場合も認められた。

米水津村関係の往来手形は次の七つがあった、

〔史料 1〕

往 来

豊後国海部郡佐伯領

米水津浦組宮野浦

宅人 浄土宗門

右之もの此度立願御座候^ニ 付肥後清正公

為参詣罷越度候間所々御役所無異儀

御通^レ可被下候宗旨之儀者代々書面之通

其紛無御座候尤其国々御仕置御法度

筋急度相守候様申付置候間宜敷様

御頼申入候依而為後日往来手形如件

米水津浦組大庄屋

天保十三寅年五月 御手洗与兵衛 印

所々

御役所

御役所

〔史料 3〕

往 来

豊後国佐伯領米水津浦組

色利百姓

一 一老人 浄土宗門

勇吉

一 一老人 同

弥助

一 一老人 同

善七

右之者共用事御座候^二 付日州延岡御城下

迄罷越申度候間所々御役所無異儀

御通し可被下候宗旨之儀者代々書面之通

其紛無御座候尤其国々御仕置御法度

筋急度相守候様申付置候間宜敷様

御頼申入候依為後日往来手形如件

米水津浦大庄屋

天保十三寅年十一月 御手洗与兵衛 印

所々

御役所

〔史料 2〕

往 来

豊後国佐伯領米水津浦組

宮野浦 百姓

権兵衛

一老人

右之者当年中為稼日州表江奉公^二

罷越候間所々御役所無異儀御通可被下候

宗旨之儀者代々書面之通其紛無御座候

尤其国々御仕置御法度筋手堅急度

相守候様申付置候間宜敷様御頼申入候

依而為後日往来手形如件

米水津浦組大庄屋

寅九月九日

御手洗与兵衛

所々

〔史料 4〕

豊後国海部郡佐伯米水津浦組之内
宮野浦百姓三太郎伊予雅吉船加子^二
被雇諸国為商売致渡海候 往来
為無滯如件

天保十四卯年 毛利伊勢守内

所々 保田新左衛門
遠城寺源兵衛

御役所

〔史料 5〕

豊後国海部郡佐伯米水津浦組宮野浦
百姓新太郎龜吉伊予雅助船加子^二
被雇諸国為商売致渡海候 往来
如件

天保十四卯年 毛利伊勢守内

所々 保田新左衛門
遠城寺源兵衛

御役所

〔史料 6〕

豊後国海部郡佐伯米水津浦組宮野浦
百姓仁五郎備中長四郎船加子^二被雇諸国
為商売致渡海候往来為無滯如件

天保十四卯年 毛利伊勢守内

所々 保田新左衛門
遠城寺源兵衛

御役所

辰正月十三日返上仕

〔史料 7〕

豊後国海部郡佐伯米水津浦組之内宮野浦
百姓柏藏六市由藏浦白吉藏備中治助船
加子^二被雇諸国為商売致渡海候往来如件

天保十四卯年 毛利伊勢守内

所々 保田新左衛門
遠城寺源兵衛

御役所 右御往来四本共

辰正月十三日返上仕候

〔史料1〕は、宮野浦野の孫吉という人物が、加藤清正を祭る本妙寺（熊本市）へ参詣することに対し発行された手形である。

（註1）

孫吉の宗旨は浄土宗門と書かれている。これは宮野浦にある迎接庵が浄土宗で、孫吉がその門徒だからであろう。

（註2）

この迎接庵は、村内浦代にある浄土宗「養福寺」の末にあたる。

天保十三年（一八四二）五月、宮野浦の孫吉は、「清正公詣」のため、肥後の熊本へ行くというのだ。この清正公詣については、かつて、私が「佐伯史談」第一三四号で紹介したので、そのときの文章をここに掲載したい。

本妙寺（清正公霊廟）の今の繁昌は、文化の中ごろよりの事なり。其以前は、旅人の参詣は稀にして、他の人も今の三分の一も詣人無かりし也。文化年中に二百年の御法会ありて、本堂等再興其節より俄に詣人多く繁昌にて俗に御国第一と言はれ、旅人より金銀を取込む事夥しき故（熊本市史三八二ページ）。

（註3）

佐伯城下から熊本までの距離は三十五里。

（註4）

宮野浦から佐伯までの陸路三里二十六丁。

約三十九里に及ぶ長旅である。

佐伯城下から熊本へ行くのどのような道をたどったのだろうか。大分県教育委員会編「歴史の道調査報告」の中の「豊後国絵図」（元禄十四年と正保年間の二枚・白杵図書館蔵）から判断すると、次のコースをたどったと考えられる。

佐伯城下―脇村―上岡村―直見村―赤木村―横川村―見明村（当時、中川藩領宇目郷）―上河内村―酒利村―小野市村―釘戸村―三国峠―奥畑村（三重町内）―伏野村―宇田村―緒方町―竹田を通り、肥後へ。こうした道をたどり、往復約八十里という距離を歩き通して旅したのである。

孫吉の「清正公詣」が深い信仰に支えられたものとは思えない。江戸末期盛んになった伊勢参宮、讃岐の金比羅参りと同じように、「清正公詣」も一つの流れとなつて各地へ影響を及ぼしていったのだろう。そして、この

ような影響の現われの一つとして、孫吉の旅をとらえたらしいのではないかと思う（佐伯史談第一三四号の中の蛇崎村の清正公詣参照）。

この時代の旅が、現在ほど多くの経費を要しなかったとはいえ、着替え等の身の回り品・宿泊賃・食事代等を考えると、当時としても、かなりの出費だっただろうと考えられる。そうした経費がかかっても旅へ出掛けて行ったのは、この時代の厳しい生活の中から幾らかゆとりを持つ人たちが出来てきたことを意味するのであろう。そうした人たちの中から、「旅」という人間の精神的豊かさ・ゆとりを示す行動をとる人が見られるようになり、宮野浦の孫吉も、そうした中の一人であったと思えてならない。

〔史料2〕は、宮野浦百姓権兵衛が、日州（現在の宮崎県）へ働きに出掛けることに對し発行されたものである。宗旨が書かれていないが、これは、控え忘れたためであろう。文面に「宗旨之儀者代々書面之通」とあるもので、「史料1」と同じく、浄土宗と考えて差し支えあるまい。年号の書かれていないのが気になるが、「寅」とあるので、天保十三寅年のことと解釈した。この往来手

形は、九月九日に渡し、九月二十七日に返却されている。この九月二十七日は、その年の九月と考えている。もし、翌年の九月であれば、その点をきちんと書き留めるであろうから（史料4以下参照）。

〔史料3〕は、色利の百姓勇吉・弥助・善七の三名が、「用事御座候^二付」延岡へ行くので発行されたものである。

宗旨は三人共浄土宗門となっている。色利浦には浄土宗の寺がなかったことは、「佐伯史談」第一四一号で紹介した「米水津村明細帳」の中で触れているとおりである。

天保十三年当時、色利浦にあったのは、禅宗「養賢寺」末の妙智庵と禅宗竹野浦「潮月寺」末の薬師庵だけである（現存するのは薬師庵のみとなっている）。

現在、色利に住む人々の中には、禅宗の方もおられるが、浄土宗の方も多くおられる。その方たちの話によると、「米水津村浦代・養福寺の檀家」である。いつのころからそうなっているかについては分からない。かなり昔からのことであるという話であった（養福寺や色利の檀家の世話役の方へお尋ねした結果がこうである）。

〔史料4し7〕は、宮野浦の百姓七名・浦代百姓一名が船の加子に雇われて、働きに出掛けることに對し発行されたものである。

雇主は、〔史料4・5〕が、それぞれ伊予（愛媛県）の雅吉と雅助である。〔史料6・7〕では、備中（岡山県）の長四郎と治助である。

これ等、往來手形の発行者名が、全て毛利伊勢守内の保田新左衛門と遠城寺源兵衛となっている。大庄屋ではなく、この場合、藩士の名となっている訳はどこにあるのだろうか。どなたかご教示いただければ大変有難い。

伊予（愛媛県）や備中（岡山県）の船主が、大分県米水津村宮野浦浦代の人たちを雇い入れた訳は、どこにあるのだろうか。伊予・備中から来ていた船が、佐伯領内の産物を積み込み、それを他の地域へ運ぶために、船の扱いなどの知識が豊かで強い人々をということからであろうか。いろいろな場合が考えられるものの、それを確かめる史料は見当たらない。

この手形は、天保十四年に発行され、翌十五年正月十三日に返上している。天保十四年の何月何日に発行されたかが分からないのが残念である。長期にわたるもので

あれば、江戸時代という厳しいきまりの多かつた社会を考えると、そうした点はきちんと控えていたであろう。

佐伯史談第一四一号で紹介した米水津村明細帳の中でも触れたが、宮野浦・浦代の人たちが所有する一戸当たり平均耕地面積は極めて低いものであった（宮野浦一戸当たり耕地面積は四畝十一歩、浦代は一反三畝二十歩）。従って生き抜いていくためには、他の方法が存在しないと、不可能であった。その手段が漁業であったことはいうまでもない。この漁業以外として船の加子として雇われたり、他領へ働きに行くといった形で生活を支えていたことが、これ等史料により明らかとなった。こうしてたくましく生きている米水津村の人々の中に、生活面でもゆとりが生じたと考えられる宮野浦の孫吉は「清正公詣」という旅へも出掛けているのである。

（註1）

佐伯史談第五十号「佐伯藩政条目」（山田平之丞氏紹介）の寛保五人組帖の項に次の文がある。

一、他所へ奉公へ罷越候歎他国へ諸商売等全て用事有之て参り候共願書差出往來手形取之可相越事

（註2）

佐伯史談第一四〇号米水津村明細帳について八ページ参照

(註3)

「藩法集」十二(創文社刊)佐伯藩御定書の項六六八ページに「往来日数七日・熊本迄・三五里」とある。

(註4)

本匠村にあった「米水津村關係文書」の中に米水津各浦より佐伯城下までの距離を書かれたのがあり、「ご城下より陸路宮野浦迄三里式拾六丁」とある。

〔史料 8〕

口 上 書

米水津浦色利 百姓

喜平 弟

五郎吉

寅式拾九歳

右之者当浦組色利百姓理助与申者所持仕候五枚帆船加子ニ被相都合四人乗候而先月十三日居浦出帆仕同十六日大坂木津川江川入仕候処翌十七日朝与右五郎不計病気差発至而大造ニ相見へ候ニ付同所備前屋ハ

久治郎与申者右理助船問屋之義ニ付登坂仕候節ハ罷越懇意ニ仕候ニ付前条之次第早速申出候処久治郎与同所医者者相頼服薬為仕理助始

加子共看病仕候得共養生相叶不申同日夕方病死仕候依之久治郎江委細御願候処内濟取計呉候故同所真宗万福寺相頼取片付仕候尤乗組之者共始終付添看病仕聊別条之義無御座段船頭理助加子

宇右エ門けさ松申候此段御内々申上候以上

天保十三寅五月廿四日 御手洗与兵衛

久左エ門

進上

左 七

〔史料 9〕

奉 願 口 上 書

米水津浦組色利 百姓

魚右エ門 弟

庄 助

寅拾四歳

右之者剃髮仕仁田原 正定寺弟子ニ相成申度奉願候

同平兵衛 弟

五郎吉

寅四拾五歳

右之者剃髮仕 竹野浦

朝月寺弟子 相成申度奉願候

右之者共病身者 而渡世難仕出家相届候 付

書面之通剃髮仕夫々寺内帳面入仕度奉願候

右願之通被仰付被下候はば難有仕合可奉存候

依而奉願上候処如件

天保十三寅年八月廿六日

大庄屋

こ庄屋

地目付

〔史料 10〕

奉願 口上書

御水夫仲矢理兵衛殿女房当浦組浦代百姓

数右エ門娘縁組仕度奉願候尤双方申談

別条無御座候右願之通被為仰付候はば難有

仕合可奉存候

年号 月 日

三印

〔史料8〕は、遠い地で死亡した際の様子を伝えてい
る。米水津浦色利の百姓理助が所有している船（五枚帆
の船）

（註1）

理助の船の加子として色利の百姓喜平の弟五郎吉
（二十九歳）は雇われた。

この船は四人乗りで、四月十三日色利浦を出帆し
三日後の十六日に大坂の木津川へ入港した。ところが
十七日になって、五郎吉は重い病気になってしま
った（病気さしおこりいたってたいそうに相見へ候）。
これは大変ということから、船主理助が馴染みとし
ている大坂の船問屋備前屋久治郎へ頼み、医者と呼
んでもらった。薬も吞ませ、理助はじめ乗り組んで
いた他の二名も一生懸命五郎吉の看病をした。しか
し、その甲斐もなく、五郎吉は死んだ。五郎吉のな
きからは、備前屋久治郎の世話で、大坂の真宗万福
寺へ葬ってもらった。このような次第を船頭の理助
・加子の宇右エ門・けさ松が届けてきたので申し上
げます。

という内容である。この史料は、短い文章の中から次の事柄を明らかにしている。

一、色利に五枚帆の船の所有者、理助という人物がいたこと。―運送業主の存在。

二、その船に色利の百姓三名が乗り込み、計四名で大坂まで出掛けたこと。当時の生業の一つの在り方として、船の加子という仕事があったこと。

三、遠い地域で病気になった際の対応の様子と、不幸にも死亡した場合は、その地の寺に葬られる事。

四、こうした事態が生じた際は、その内容を文章にまとめて役所へ報告すること。

〔史料9〕には、「色利百姓魚右エ門の弟庄助（十四歳）が髪を剃り落とし、直川村仁田原にある正定寺の弟子になりたいこと。同じく色利百姓平兵衛の弟五郎吉（四十五歳）も髪を落とし、米水津竹野浦にある潮月寺の弟子になりたいので認めてもらいたい。それぞれ弟子になりたい理由は、病身のためである」と記されている。

病身であれば、誰もがお寺の弟子になれたわけではないから、この史料に登場する庄助・五郎吉は、身体的に弱い状態だけではなく、弟子として充分勤まるだけのもの

のを持っていたからであろう。十四歳の庄助はともかく、四十五歳であっても弟子への道が開かれていたこと。また、お寺の弟子となる場合、この時代では、このような場合もあるのだということを〔史料9〕は語りかけてくれる。

〔史料10〕では、「浦代の百姓数右エ門の娘を御水主仲矢理兵衛の妻として縁組みしたので許可してもらいたい」と願っている。

水主は、佐伯藩の家臣として位置付けられていた。

（註2）

身分差別の厳しい江戸時代においては、縁組みにもその差別は貫かれ、水主の場合は、足輕以下の身分が縁組み対象とされていた。

（註3）

百姓身分である数右エ門の娘が、佐伯藩家臣の末席に位置する水主と縁組みを交わしているのも、その事を裏付けてくれる。

〔註1〕は、佐伯史談一四〇号「米水津村明細帳について」―色利浦・宮野浦 十から十一ページ参照

〔註2〕は、大分県総務課編「大分県史・近世編

1」佐伯藩 九十ページ参照

〔註3〕は、佐伯史談第一一〇号に私の書いた「佐伯藩足輕の縁組み制度」で、この点を触れている。

まとめにかえて

今回紹介した往来手形や口上書に書かれた文字を見てみると、当時の生きていた人々の姿が目につかぶような気がしてならなかった。人物名が出ると、その人の姿はこうだっただろうとか、旅をしている時の様子は、多分こうしたものだったろうといった具合にである。

米水津村に関しては、以前「佐伯史談」へ米水津村明細帳を紹介したことがある。その際には、生きた人間の姿を感じることが出来なかった。

今回の場合、そうではなく、人間の姿が次から次へと具体的な形となって浮かび上がってくる気がした。このことは、米水津村明細帳で紹介した分野とは別の分野をこの史料は語ってくれていることを意味している。江戸時代末の海岸部に居住していた人々の姿を、次回「覚」を中心とした内容を紹介する中で更に明らかにしていきたい。

第1表 本匠村にあった「米水津村関係の文書」内訳

文書の種類	米水津村各浦							計
	色利	宮野浦	浦代	小浦	竹野浦	村全体	その他	
覚	3	1	7	1		4	7	23
往来（手形）の件	1	6	1					8
奉願口上書	2	1	1					4
口上書	1		1	1				3
奉差上御請証文之事						1	1	2
人別受取手形之事	1							1
願筋之事						1		1
その他	1	2	2	1		3	8	17
計	9	10	12	3	0	9	16	59

- ◎ 文書総枚数 49 枚
- ◎ 「その他」の文書の中には、「覚」と思われるものが幾つか見受けられたが、「覚」と書いてないので「その他」へ入れた。
- ◎ 「その他」（各浦）へ含まれる文書は、米水津浦のどこかの地区と思われるが、分からないものや途中から書かれていて、前の部分のないもの、その逆の文書等が含まれている。
- ◎ 年代は、天保13年（1842）と14年（1843）のものである。